平成 31 年度 くらしき作陽大学学則

学校法人 作陽学園

第1章 総則

- 第1条 本学を くらしき作陽大学 と称し、英文では KURASHIKI SAKUYO UNIVERSITY と表示する。
- 第2条 本学は、大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、心豊かにいきいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本学に音楽学部,食文化学部,および子ども教育学部を置く。
 - ② 音楽学部は、音楽学科をもって構成し、食文化学部は、現代食文化学科、栄養学科をもって構成し、子ども教育学部は子ども教育学科をもって構成する。
 - ③ 各学部及び学科の教育研究上の目的は別に定める。

第4条 本学の学生定員は次記のとおりである。

音楽学部	入学定員	音楽学科	60名
	第3年次編	入学定員	
		音楽学科	20名
	収容定員	音楽学科	280名
食文化学部	入学定員	現代食文化学科	80名
		栄養学科	80名
	第3年次編	入学定員	
		栄養学科	16名
	収容定員	現代食文化学科	320名
		栄養学科	352名
子ども教育学部	入学定員	子ども教育学科	150名
		(小学校・特別支援学校コース	30名)
		(保育園・幼稚園コース	120名)
	第3年次編	入学定員	
		子ども教育学科	7名
		(保育園・幼稚園コース	7名)
	収容定員	子ども教育学科	614名

第2章 学年・学期及び休業日

- 第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
 - ② 前項の規定にかかわらず学長は、学年の始期及び終期を変更することができる。
- 第6条 学年を前期、後期の2期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。
 - ② 前項の規定にかかわらず学長は、各期の始期及び終期を変更することができる。
- 第7条 休業日は次の各号の通りである。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 学校創立記念日(5月2日)
 - (4) 春期, 夏期および冬期休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。
 - ② 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業その他を行うことがある。また、休業日は臨時に定めることができる。

第3章 修業年限および入学資格

第8条 修業年限は次のとおりである。

音楽学部音楽学科4年食文化学部現代食文化学科
栄養学科4年子ども教育学部子ども教育学科4年

② 在学できる最長の期間は8年とする。

- 第8条の2 本学が教育上有益と認めるときは、前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出た ときは、その計画的な履修を認めることができる。
 - ② 前項の学生(以下, 「長期履修学生」という)の修業年限, 在学年限については, 別に定める。
- 第9条 入学資格は次の各号のとおりである。
 - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を 修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
 - ② 前項の規定にかかわらず、第3年次編入学生の入学資格は次の各号のとおりとする。
 - (1) 短期大学を卒業した者
 - (2) 高等専門学校を卒業した者
 - (3) 前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

第4章 授業科目及びその履修方法並びに卒業

- 第10条 授業科目及びその履修方法は次の通りである。
 - (1) 授業科目はこれを別表第1,第3-1,第3-2,第3-3の如く必修科目及び選択科目に分け、各学年に配当して教育課程を編成し、所定の単位を履修させる。ただし、第3年次編入生は、同学年次生の教育課程を適用する。

また、上記授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所でも 履修させることができる。

- (2) 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週とする。
- (3) 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - イ. 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1 単位とする。
 - ロ. 実験, 実習, 実技等の授業については30時間から45時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし, 個人指導による実技の授業については, 本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - ハ. 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により 行う場合については、その組み合わせに応じ、イ及びロに規定する基準を考慮して本学が定 める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を 授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めること

ができる。

- (5) 本学音楽学部音楽学科を卒業するためには、4年以上在学し、教養に関する科目については36単位以上、専門に関する科目については88単位以上、合計 124単位以上を修得しなければならない。
- (6) 本学食文化学部現代食文化学科を卒業するためには、4年以上在学し、教養に関する科目については34単位以上、専門に関する科目については90単位以上合計 124単位以上を修得しなければならない。ただし、指定された科目については、他の学科の科目について修得した単位をこれに含めることができる。
- (7) 本学食文化学部栄養学科を卒業するためには、4年以上在学し、教養に関する科目については35単位以上、専門に関する科目については89単位以上、合計 124単位以上を修得しなければならない。ただし、指定された科目については、他の学科の科目について修得した単位をこれに含めることができる。
- (8) 本学子ども教育学部子ども教育学科を卒業するためには、4年以上在学し、教養に関する科目については34単位以上、専門に関する科目については90単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。
- (9) 授業科目を履修し、その試験(研究発表、実験報告等を含む)に合格した者には当該授業科目所定の 単位を与える。
- ② 授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。 その評点は次のとおり定める。ただし特殊の科目については事情によって認定、あるいは不認定と評価することがある。

 秀
 100点
 ~ 90点

 優
 89点
 ~ 80点

 良
 79点
 ~ 70点

 可
 69点
 ~ 60点

 不可
 59点以下

- ③ 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。
- ④ 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、秀につき4、優につき3、良につき2、可につき1、不可につき0を、それぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。
- ⑤ 前項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 第10条の2 学生が1年間に履修科目として登録できる単位数は、学部の定めるところによる。必要な事項は別に定める。
- 第11条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第10条第1項第5号より第8号にいたる規定による外、教育職員免許法及び同法施行規則に定める別表5の所要の単位を修得しなければならない。
 - ② 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりである。

学部	学科	教員の免許状の種類(免許教科)
音楽学部	音楽学科	中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽)
食文化学部	現代食文化学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)
	栄養学科	栄養教諭一種免許状
子ども教育学部	子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状

第11条の2 本学の食文化学部現代食文化学科又は栄養学科において栄養士の免許を受けようとする者は、栄養士法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

- 第11条の3 本学の食文化学部栄養学科において、栄養士法第5条の3第4号に定める資格を得るためには、管理栄養士学校指定規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 第11条の4 本学食文化学部現代食文化学科及び栄養学科に食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程を置く。
 - ② 食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格を取得しようとする者は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設の指定基準に定めるところにより栄養学科については別表第7,現代食文化学科については別表第8に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 第11条の5 児童福祉法令に基づく保育士の資格を取得しようとする者は、子ども教育学部子ども教育学科に在籍し、第10条の(8)に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 第12条 本学に4年以上在学し,第10条に定める授業科目の単位を修得した者については,学部教授会の意見を聴き 学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。
 - ② 前項及び第10条の規定にかかわらず、第3年次編入学生で、編入学後本学に2年以上在学し卒業に必要な 授業科目の単位を修得した者については、学部教授会の意見を聴き学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。
 - ③ 第1項及び第2項の卒業の認定及び卒業証書の授与は、学年の途中においても、学期の区分に従い、行うことができる。

第5章 学士の学位の授与

第13条 本学音楽学部音楽学科,食文化学部現代食文化学科,栄養学科および子ども教育学部子ども教育学科において,第10条に定める所定の単位を修得し,第12条による卒業の認定を受けた者には,音楽学部卒業生に学士(音楽),食文化学部卒業生に学士(食物),子ども教育学部卒業生には学士(子ども教育学)の学位を授与する。

第6章 入学・退学・休学及び転学

- 第14条 本学の入学期は毎年4月とする。ただし、学長は学部教授会の意見を聴き後期からの入学を認めることがある。
 - ② 入学志願者は、願書に、別表6のとおりの入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。
- 第15条 入学を許可された者は, 所定の在学保証書, 誓約書のほか別に定める書類を学長に提出しなければならない。
- 第16条 学生が疾病その他の事由により、2ヶ月以上にわたっても出席の見込みがないときは、休学を命ずることがある。1期または1年間休学する場合は当該期間の授業料その他の諸納付金を免除するが、別に定める在籍料を納入しなければならない。
 - ② 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、願い出により引き続き更に1年以内に限り休学することができる。
 - ③ 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。休学期間は修業年限に算入しない。
- 第16条の2 第8条の2に規定する長期履修学生の休学については、別に定める。
- 第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、休学、退学又は転学をする時は、その理由を詳記して、保証人から学長に願い出なければならない。
 - ② 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の大学等に留学し学修することを認めることがある。
 - ③ 前号の実施に関して必要な事項については、別に定める。
 - ④ 他の大学学部の1年次又は2年次の課程を修了した後,本学に転入学を希望する者,あるいは,本学内で転学科を希望する者については,欠員のある場合に限り,学科目,修得単位数を勘案して,許可するものとする。
- 第18条 休学期間満了のとき又は休学期間内であっても、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学するこ

とができる。

- 第19条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。
 - (1) 第8条に規定する在学年限を超えた者。
 - (2) 死亡又は行方不明の者。
 - (3) 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠った者。
 - (4) 第16条に定める休学期間を超えた者。
 - (5) 本学に就学する意志がないことが明らかになった者。
 - ② 前項3号の規定により除籍となった者が、未納分の授業料その他の諸納入金を完納したときは、退学とする。
- 第19条の2 第8条の2に規定する長期履修学生の除籍については、別に定める。
- 第20条 願いにより本学を退学した者が、退学後3年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することができる。この場合、退学前に修得した単位の全部又は一部をすでに修得したものとして、認めることがある。この認定は学部教授会の意見を聴き学長が行う。
 - ② 再入学の場合の入学検定料は、当該学科の新規入学検定料と同額とし、その他の必要な手続は別に定める。
- 第21条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - ② 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 第21条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 - ② 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第21条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した 授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本 学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - ② 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 - ③ 前2項により修得したものとみなす、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第1項並びに第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第21条の4 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
 - ② 外国人留学生について必要な事項は別に定める。
- 第21条の5 第3年次編入学生が編入学前に他の大学,短期大学または高等専門学校において修得した単位のうち,教育上有益と認めるものについては,本学において修得したものとして認定することができる。

第7章 賞罰

- 第22条 学長は教育上必要と認めたときは、別に定める手続きを経て学生を褒賞し又は懲戒を行う。
 - ② 懲戒は次のとおりである。
 - 訓 告 停 学 退 学
- 第23条 前条に掲げた退学の取扱いを受ける者は次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 性行不良で改悛の見込みがないと認めた者
 - (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認めた者

- (3) 正当の理由なくして出席しない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 入学金・授業料及び学資貸与等

第24条 入学を許可された者は所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

- ② 授業料は各期の始めにその半額ずつを納入するものとする。
- ③ 入学金、授業料等の金額については別表6のとおりである。ただし、学長が必要と認めた者については、この額を減免することがある。
- ④ 第2号の規定に関わらず、特別の事情があると認められる者は、願い出により延納を認めることがある。 既納の授業料、入学金等はこれを返還しない。

第24条の2 第8条の2に規定する長期履修学生の入学金、授業料等については別に定める。

- 第25条 専門実技に優れた学生又は、品行方正、学術優秀、身体強健で、学資の支弁が困難と認められる学生に対しては、授業料及び入学金等を減免し又は、学資を貸与することがある。
 - ② 減免又は貸与の額は別に定める。

第9章 職員組織

第26条 本学に学長,教授,准教授,助教及び助手をおく。

ただし,助教の職にある者で栄養士法施行規則等に基づく演習,実験,実習又は実技を伴う授業科目の補助を行う者については,栄養士法施行規則等に基づく「助手」と位置づける。

- ② 本学に前項のほか、副学長、学部長、講師その他必要な職員をおくことができる。
- ③ 学長は、教授、准教授、講師、助教及び助手を統督する。副学長は学長を補佐し、学長事故ある時はその代行をする。
- ④ 本学に事務室を設け、事務員をおく。事務員は学長の指揮監督を受け、諸般の事務を掌る。
- ⑤ 本学に名誉学長及び名誉教授をおくことができる。

第10章 学部教授会

第27条 本学の各学部に教授会(以下「学部教授会」という。)を置く。

- ② 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学,卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- ③ 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の学部教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第28条 学部教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

第29条 全ての学部からの学部教授会に属する一部の者を以て構成する代議員会を置く。

第30条 学部教授会は、別に定めるところにより、代議員会の意見を以て、学部教授会の意見とすることができる。

第31条 学部教授会及び代議員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

第32条 学部教授会及び代議員会に関する必要な事項は別に定める。

第11章 自己点検,自己評価

- 第33条 本学の教育、研究の充実を図るため、自己点検、自己評価を行う。
 - ② 自己点検, 自己評価に関する実施方法等については別に定める。

③ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。実施方法等については別に定める。

第12章 科目等履修生等

- 第34条 特定の研究題目について、指導教員のもとで専門の研究を行うことを希望する者があるときは、選考の上、 研究生として入学を許可することができる。
 - ② 本学に設置する授業科目の履修を希望する者に対しては、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。
 - ③ 本学に設置する授業科目の聴講を希望する者に対しては、選考の上聴講生としてこれを許可することができる。
- 第35条 科目等履修生が所定の時数を授業に出席した場合には、試験を受け、その成績に基づいて単位の修得を認定 される。

第36条 科目等履修生及び聴講生の入学検定料,入学金,受講料,は別表第7のとおりである。

第37条 科目等履修生が単位を修得した場合は、科目等履修生単位修得証明書を交付する。

- 第38条 第5条から第7条まで第10条第2号,第3号,第14条及び第22条の規定は科目等履修生にもこれを準用する。
 - ② 研究生、科目等履修生、聴講生に関して、第34条から第37条まで及び前項に定める以外の事項については別に定める。
 - ③ 文部科学大臣の定めるところにより、本学学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
 - ④ 前項の実施方法等については別に定める。

第13章 附属施設

- 第39条 本学の目的使命を達成するために図書館を設ける。
 - ② 図書館の運営に関する規程は、これを別に定める。
- 第39条の2 音楽に関する研究を行うために、音楽研究所を設ける。
 - ② 音楽研究所の運営に関する規程は別に定める。

第14章 厚生・補導

第40条 本学学生の厚生、補導のために必要な組織をおく。

② 厚生・補導のための組織・業務に関する規程はこれを別に定める。

第15章 補 則

第41条 本学則施行に関する細則は、別に学長がこれを定める。

附則

- ・本学則は平成4年4月1日からこれを施行する。 但し、第13条の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- ・本学則は平成5年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成6年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成7年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成8年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成9年4月1日からこれを施行する。

但し、平成9年度から平成12年度において音楽学部音楽学科・音楽教育学科及び食文化学部食生活学科の収容定員は、第4条の規程に関わらず、次のとおりとする。

音楽学部音楽学科 音楽学部音楽教育学科 平成 9 年度 420 名 平成10年度 460 名 平成11年度 500 名 平成11年度 540 名 平成12年度 540 名 平成12年度 540 名

食文化学部食生活学科

平成9年度 90名

平成10年度 180 名

平成11年度 290 名

平成12年度 400 名

- ・本学則は平成10年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成11年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成12年4月1日からこれを施行する。
- ・本学則は平成13年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成14年4月1日からこれを施行する。

但し、平成14年度から平成17年度において食文化学部食生活学科、食文化学部フードシステム学科、食文化学部 栄養学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

食文化学部食生活学科

食文化学部フードシステム学科

平成14年度360 名平成14年度60 名平成15年度320 名平成15年度120 名平成16年度260 名平成16年度180 名平成17年度200 名平成17年度240 名

食文化学部栄養学科

平成14年度 80 名

平成15年度 160 名

平成16年度 256 名

平成17年度 352 名

また、食文化学部栄養学科の第3年次編入学の規定は、平成16年度から適用する。

2. 第9条第2項第4号の規定は、平成16年度から適用する。

附則

・本学則は平成15年4月1日からこれを施行する。

但し、別表1,2,3,3-2,3-3,5の教育課程の一部については、平成14年度入学生からこれを適用する。

附則

・本学則は平成16年4月1日からこれを施行する。 但し、第10条別表の教育課程の一部については、平成15年度入学生からこれを適用する。

附則

・本学則は平成17年4月1日からこれを施行する。

附則

・本学則は平成18年4月1日からこれを施行する。ただし、第10条別表3、3-2の教育課程表の一部については、平成17年度入学生からこれを適用する。

附則

・本学則は平成19年4月1日からこれを施行する。 但し、第10条別表2の教育課程表の一部については、平成16年度入学生からこれを適用する。 また、別表3、3-2の教育課程表の一部については、平成18年度入学生からこれを適用する。

附則

1. 本学則は平成20年4月1日からこれを施行する。

但し、平成20年度から平成23年度においては、音楽学部音楽学科、音楽学部音楽教育学科、食文化学部フードシステム学科、子ども教育学部子ども教育学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

音楽学部音楽学科 音楽学部音楽教育学科 平成20年度 500 名 平成21年度 460 名 平成21年度 405 名 平成22年度 405 名 平成22年度 225 名

食文化学部フードシステム学科

平成20年度 210 名

平成23年度 350 名

平成21年度 180 名

平成22年度 150 名

平成23年度 120 名

子ども教育学部子ども教育学科

平成20年度 80名

平成21年度 160名

平成22年度 260名

平成23年度 360名

また、子ども教育学部子ども教育学科の第3年次編入学の規定は平成22年度から適用する。

平成23年度 210 名

- 2. 別表 1, 2, 3-1, 3-2, 3-3, 4, 5, 6, 8, 9の教育課程の一部については、平成20年度入学生からこれを適用する。
- 3. 別表7の受講料(1単位につき)については、受講科目の当該年度の学則に定める受講料を適用する。

附則

1. 本学則は平成21年4月1日からこれを施行する。

但し、平成21年度から平成23年度においては、食文化学部食産業学科の収容定員は第4条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

食文化学部食産業学科

平成21年度 180名

平成22年度 150名

平成23年度 120名

また、別表 1、 2、 3-1、 3-2、 3-3、 3-4 の教育課程の一部については、平成19年度入学生からこれを適用する。

附則

1. 本学則は平成21年6月1日からこれを施行する。

附目

1. 本学則は平成22年4月1日からこれを施行する。

附則

- 1. 本学則は平成23年4月1日からこれを施行する。
- 2. 改正後の第3条の規定にかかわらず、フードシステム学科及び食産業学科は、平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3. 前項の規定により存続する学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。
- 4. 平成23年度から平成26年度においては、食文化学部現代食文化学科、食産業学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

食文化学部現代食文化学科食文化学部食産業学科平成23年度230名平成23年度90名平成24年度260名平成24年度60名平成25年度290名平成25年度30名

平成26年度 320名

5. 第10条第1項の(5)については、平成20年度入学生からこれを適用する。

6. 改正後の第11条の5の規定にかかわらず、フードシステム学科及び食産業学科に平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、当該学科に食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程を置くものとする。

附則

1. 本学則は平成24年4月1日からこれを施行する。 但し、別表3-1 食文化学部現代食文化学科の教育課程の一部については、平成23年度入学生からこれを適用する。

附則

1. 本学則は平成25年4月1日からこれを施行する。

但し、別表第1 音楽学部音楽学科の教育課程の一部については、平成24年度入学生からこれを適用する。 平成25年度から平成28年度においては、音楽学部音楽学科、食文化学部現代食文化学科、栄養学科、子ども教育 学部子ども教育学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

音楽学部音楽学科	音楽学部音楽教育学科
平成25年度 370 名	平成25年度 160 名
平成26年度 390 名	平成26年度 110 名
平成27年度 415 名	平成27年度 55 名

平成28年度 440 名

食文化学部現代	代食文化学科	食文化学部常	養学科
平成25年度 2	290 名	平成25年度	352 名
平成26年度 3	320 名	平成26年度	352 名
平成27年度 3	324 名	平成27年度	348 名
平成28年度 3	328 名	平成28年度	344 名

子ども教育学部子ども教育学科

平成25年度 390名 平成26年度 420名 平成27年度 437名

平成28年度 454名

また、第3年次編入学の規定は平成27年度から適用する。

附則

1. 本学則は平成26年4月1日からこれを施行する。

ただし、第3年次編入学の規定は平成27年度から適用し、平成26年度から平成29年度においては、食文化学部現代食文化学科、栄養学科の収容定員は次のとおりとする。

食文化学部型	見代食文化学科	食文化学部第	美学科
平成26年度	320 名	平成26年度	352 名
平成27年度	320 名	平成27年度	352 名
平成28年度	320 名	平成28年度	352 名
平成29年度	320 名	平成29年度	352 名

2. 第8条の2, 第16条の2, 第19条の2及び第24条の2の規定は、当分の間,音楽学部のみ適用する。

附則

1. 本学則は平成27年4月1日からこれを施行する。

ただし,第11条の5別表第10の食文化学部現代食文化学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 必修科目表の一部については、平成24年度入学生からこれを適用する。

2. 平成27年度から平成30年度においては、音楽学部音楽学科、子ども教育学部子ども教育学科の収容定員は第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

音楽学部音楽学科 子ども教育学部子ども教育学科 平成27年度 400名 平成27年度 477名

平成27年度 400名 平成27年度 477名 平成28年度 360名 平成28年度 534名 平成29年度 320名 平成29年度 574名 平成30年度 280名 平成30年度 614名

- 1. 本学則は平成28年4月1日からこれを施行する。
- 2. 音楽学部音楽学科の専門に関する科目の専修科目に「社会福祉概論」(2単位)を平成27年度入学生用に設け適用する。
- 3. 音楽学部音楽学科の専門に関する科目の共通科目「室内楽特別講座」(1単位)については、平成27年度入学生からこれを適用する。
- 4. 子ども教育学部子ども教育学科の専門に関する科目の「教育実習 I・Ⅱ」(各2単位)については、平成25年度入学生からこれを適用する。

附則

1. 本学則は平成29年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成30年4月1日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成30年10月23日からこれを施行する。

附則

1. 本学則は平成31年4月1日からこれを施行する。

科 目	Ⅰ	子 付 単 亻	立数	科	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	性 (その1)	単(立数
科 目 区 分	科 目 名	単 1 必修		区	目分	科 目 名	<u></u> 半 1 必修	
	アア宗宗宗宗教教教教心西西ロロ現現情情日生日コ日音芸実実実実実実実実実実大イイ特日日日日 「ローー」 「リリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリリ	び修 1 1 1 1 1 1 1 1 1			<u>分</u> 育科目 外国語科目	科 スス健英英英英英英英英英方ドドイイロロロロロロロロロロロロロロロロロロフファ中中日日日日日日日日日日日日日日日日日		

П.	1 A-A	
別	表第	, 7

科	目	科 目 名		立 数	科	目	科目名	単位	
区	分		必修	選択	区	分		必修	選択
		ピアノ奏法 I ピアノ奏法 I		4			特別演奏法 I 特別演奏法 II		3
		ピアノ奏法 Ⅲ		4			特別演奏法Ⅲ		3
		ピアノ奏法IV		4			特別演奏法IV		3
		ピアノ奏法V		4			吹奏楽I		2
		ピアノ奏法VI		4			吹奏楽Ⅱ		2
		ピアノ奏法VII ピアノ奏法VII		4			吹奏楽Ⅲ 吹奏楽Ⅳ		2 2
		ピアノ 英伝 VIII 伴奏法 I		1			吹奏楽V		2
		伴奏法Ⅱ		1			吹奏楽VI		2
		伴奏法Ⅲ		1			吹奏楽Ⅶ		2
		伴奏法IV		1			吹奏楽Ⅷ		2
		伴奏法V		1			合奏 I		1
		伴奏法VI モスクワメソッド(ピアノ) I		1 2			合奏Ⅱ 合奏Ⅲ		1 1
		モスクワメソッド(ピアノ) Ⅱ		2			合奏IV		1
		弦楽器奏法 I		4			合奏V		1
		弦楽器奏法Ⅱ		4			合奏VI		1
		弦楽器奏法Ⅲ		4			合奏VII		1
		弦楽器奏法IV 弦楽器奏法 V		4			合奏Ⅷ 室内楽 I		1 1
		弦楽器奏法VI		4			室内楽Ⅱ		1
		弦楽器奏法VII		4			室内楽Ⅲ		1
		弦楽器奏法Ⅷ		4			室内楽IV		1
		弦楽四重奏 I		1			室内楽V		1
		弦楽四重奏Ⅱ		1			室内楽VI 管弦楽 I		1
		弦楽四重奏Ⅲ 弦楽四重奏Ⅳ		1 1			官弦楽 I 管弦楽 II		2 2
		弦楽四重奏V		1			管弦楽Ⅲ		2
		弦楽四重奏VI		1			管弦楽IV		2
		モスクワメソッド(ヴァイオリン) I		2			管弦楽V		2
		モスクワメソッド (ヴァイオリン) Ⅱ		2			管弦楽VI		2
専		ピアノ伴奏実習Ⅰ ピアノ伴奏実習Ⅱ		1 1	専		管弦楽Ⅶ 管弦楽Ⅷ		2 2
門に	車	ピアノ任奏美音Ⅱ ピアノ伴奏演習Ⅰ		1	門に	専	学内演奏 I		2
関	修	ピアノ伴奏演習Ⅱ		1	関	修	学内演奏Ⅱ		2
す	科	歌唱メソッド演習 I		1	す	科	卒業演奏		2
る	目	歌唱メソッド演習Ⅱ		1	るが	目	音楽科教育法 I		2
科目		オペラ演習 I		2	科目		音楽科教育法Ⅱ 文准科教表法Ⅲ		2
		オペラ演習Ⅱ オペラ演習Ⅲ		2 2	Н		音楽科教育法Ⅲ 音楽科教育法Ⅳ		2 2
		オペラ演習IV		2			マーチング指導法I		1
		歌曲演習I		1			マーチング指導法Ⅱ		1
		歌曲演習Ⅱ		1			マーチング指導法Ⅲ		1
		歌曲演習Ⅲ		1			マーチング指導法IV		1
		歌曲演習IV 重唱 I		1 1			マーチング指導演習 I マーチング指導演習 II		1 1
		重唱Ⅱ		1			マーチング指導演習Ⅲ		1
		音楽研究 I		1			マーチング指導演習IV		1
		音楽研究Ⅱ		1			マーチング指導演習V		1
		音楽研究Ⅲ		1			マーチング指導演習VI		1
		音楽研究IV 音楽研究 V		1 1			マーチング指導演習Ⅶ マーチング指導演習Ⅷ		1 1
		音楽研究VI		1			マーテング指导側音VIII マーチング総合演習 I		1
		音楽研究VII		1			マーチング総合演習Ⅱ		1
		音楽研究Ⅷ		1			インテグレイテッドデザイン演習 I		2
		副科三絃I		1			インテグレイテッドデザイン演習Ⅱ		2
		副科三絃Ⅲ 副科三丝Ⅲ		1			インテグレイテッドデザイン演習Ⅲ		2
		副科三絃Ⅲ 副科三絃Ⅳ		1 1			インテグレイテッドデザイン演習IV インテグレイテッドデザイン演習V		2
		副科三松V 副科三絃V		1			1279 レ179ド 7 リ 12個首 V 1279 レ179ト デザイン演習VI		1
		副科三絃VI		1			インテグレイテッドデザイン演習Ⅷ		1
		副科三絃VII		1			インテグレイテッドデザイン演習Ⅷ		1
		副科三絃Ⅷ		1			DTM·DAW音楽制作演習 I		2
		専修実技 I	4				DTM·DAW音楽制作演習 Ⅱ		2
		専修実技Ⅱ	4						
		専修実技Ⅲ 専修実技Ⅳ	4						
		専修美技IV 専修実技V	4						
		専修実技VI	4						
		専修実技Ⅶ	4						
		専修実技Ⅷ	4						

ПΙ	(#	丛	-
ΉI	オゲ	#	

	第1		料の	教	自	課	程(その3) ■	出口	· **
科区	目分	科 目 名	単位	立 数 選択	科区	目 分	科 目 名	単位	
専門に関する科目	, 專修科目	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	専門に関する科目	大人 共通科目	副科科ピアノIII 副副科科科科科科科科科科科科科学 I 国际 音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音音		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	共通科目	音楽基礎理論 音楽理論 ジュI ソハルフコエI ソハルフフェージュII ソハルフフェージョ II カカカー 声声学 II 和和和 カー 声声学 II 和和 カー 声声学 IV ・ハーモニー (伴奏法を含む) 対対 西		2 2 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			指揮法 I 指揮法 II ポピュラー音楽制作演習 ポピュラーアレンジ演習 音楽貢献実践A 音楽貢献実践B 音楽貢献実践D 室内楽特別講座	32	1 1 1 1 1 1 1 1
							=======================================	32	373
							合計	43	503

別表 3-1 現代食文化学科 教育課程 (その1)

別本	₹3-1 履修	現代食文化学科 教育課			1)		溶化		1 137	立治
科目区分	履修 別	科 目 名	単1 必修	立数 選択	/目区分	_	履修 /	科 目 名	必修	立数 選択
区刀		宗教 I 宗教 II 宗教 II 宗教 IV 日本国憲法	1 1 1 1	2	<u>区</u> 刀		社会生活と健康	社会福祉概論 公衆衛生学(含健康管理概論)	2 2	
	一般教養	芸術文化論 経済学 人間関係論 日本芸能史 教養基礎Ⅱ アセンブリー・アワーⅠ アセンブリー・アワーⅡ	1 1 1 1	2 2 2 2			人体の構造と機能	解剖生理学 I 解剖生理学 Ⅱ 生化学 病理学 解剖生理学実習 栄養生理・生化学実験	2 2 2 2 1 1	
	科目	日本文学 日本の生活と文化 I 日本の生活と文化 II 日本の生活と文化 II 日本の生活と文化 IV		2 2 2 2 2 2		専門基礎	食品と衛生	食品学 I 食品学Ⅲ 食品学実験 食品衛生学 食品衛生学実験	2 2 1 2 1	
		くらしき学【音楽】フィールドワーク くらしき学【食文化】フィールドワーク くらしき学【教育】フィールドワーク 音楽を活かした地域貢献実践		1 1 1		科目(栄養士関	栄養と健康	栄養学総論 栄養学名論 栄養学実習 I 臨床栄養学表論 臨床栄養学各論 臨床栄養学実習	2 2 1 1 2 2	
	地域貢献科目	食を活かした地域貢献実践 教育を活かした地域貢献実践 大学と地域 まちづくりと地域 くらしきチャレンジ演習 若衆実践演習 くらしき学(地域創生)研究		1 1 1 1 1 2 4		連科目)	栄養の指導	栄養指導論 I 栄養指導論 II 公衆栄養学 I 公衆栄養学 II 栄養指導実習 I 栄養指導実習 II	2 2 2 1 1	2
教養に	専門教養科目	インターンシップA インターンシップB 化学基礎 生物学基礎 物質科学概論 コミュニケーション論 情報活用演習 I 調査とアンケート分析 発表の技術 心生活学概論 食統計学	2	2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	専門に関するな		給食の運営	調理学実習 I 調理学実習 I 調理学実習 I 結食管理 給食管理実習 給食計画論失習 給食管理校外実習 I 給食管理校外実習 I 松介実習終合演習 I 校外実習終合演習 I	2 1 1 2 1 1	1 1 1
関する科目	外国語科目保健	特別講義 英英英英英英中中ラフライイドイ本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	科目	専門実践科目		基礎実験 食文化概論 に結デザ発発に概念 に結デザ発発実質I に結デザ発発実質I に結デが発発実質I を変文化液液でマネジメント 実習B 食文化液液アマネジメント 実習B 食文化ススケアデせと確 は変ケケアデせと確 は変ケケアデせと確 は変ケケアデせと確 は変ケケアデせと確 は変ケケアデせと を食がよるで がデザーの は いたカケアデリンを を は に いたカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアデリンを は のカケアが に のカケアが に のカケアが に のカケアが に のカケアが に のカケアが に の のカート に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	2	2 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2
	体育科目	健康科学	1					計	60	59
		計	16	89			合	計	76	148

別表 3-1 現代食文化学科 教育課程(その2)

		332.6				2)	その	課程(教育	現代食文化学科	- <u>]</u>	<u> 別表 3 -</u>
家庭報告学 2 家庭経営学(家庭経済学を含む) 2 被服学概論 2 教 被服製作実習 I 1 職 位居学概論 連 2 収育学(実習を含む) 2 目 家庭看護学 家庭機械及び電気 2	選択		名	目	科	程 科目 別			名	科 目	復修 別	科目
被服学概論 被服製作実習 I 職 被服製作実習 II 間 住居学概論	/\	~ 12				IX 分	2	100	ナ. 今 ナ. \	家族閣係学		IX 分
職 被服製作実習 II 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							2		(を含む)	被服学概論		
関 住居字概論 連 製図 科 保育学 (実習を含む) 目 家庭看護学 家庭機械及び電気 2							1			被服製作実習Ⅱ		職
科 保育字 (実省を含む) 2 目 家庭看護学 2 家庭機械及び電気 2										住居学概論 製図		関
家庭機械及び電気 2							2			保育学(実習を含む)		科
計 0 18										家庭有護子家庭機械及び電気		Ħ
							18	0		음 -		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	166	76		計	合	総						

別表 3-2 栄養学科 教育課程 単位数 単位数 別 別 目 名 科 目 名 科目 区分 必修 選択 科目 区分 必修 選択 宗教 I 宗教Ⅲ 宗教Ⅲ 宗教Ⅳ 日本国憲法 社 公衆衛生学 I 公衆衛生学 I 公衆衛生学 I 社会福祉概論 2 2 2 2 1 1 1 1 在 健康情報管理学 健康情報管理実習 I 健康情報管理実習 I 2 芸術文化論 人間関係論 日本芸能史 健康情報管理実習Ⅱ 1 2 2 2 2 人解剖生理学 I 体解剖生理学 II の栄養生化学 2 2 日本文学 般 体解養生理学II の業養生化学 構理病理病態学 I 病理病態学 II 立機病態生化学 ち能解剖生理学実習 また、発養生理・体化と 教養基礎 I 2 2 2 **N**教養科 1 1 1 教養基礎Ⅱ アセンブリー・アワーⅡ アセンブリー・アワーⅡ 日本の生活と文化Ⅱ 日本の生活と文化Ⅱ 2 目 2 2 2

	<u></u>	20	95			総	合 計	108	116
科体保目育健		1	1		教職目連		栄養教諭論演習 I 計		5
	日本語上級Ⅲ 日本語上級Ⅳ		1			合	計 栄養教諭論 I 栄養教諭論 II	108	111 2 2
	日本語VII 日本語中級 I 日本語中級 II 日本語中級II 日本語中級IV 日本語上級 I 日本語上級 I		1 1 1 1 1 1 1				栄養学演習 卒業研究 ヘルスケアマネジメント実習A ヘルスケアマネジメント実習B	88	2 2 1 1
科 目	日本語II 日本語II 日本語IV 日本語V 日本語VI		1 1 1 1			臨地実習	給食管理校外実習 臨床栄養学臨地実習 公衆栄養学臨地実習 給食経営管理臨地実習	1 2	1 1
外国語	イタリア語 I イタリア語 I ドイツ語 I ドイツ語 I 日本語 I		1 1 1 1			総合演習	総合演習 I 総合演習 II 総合演習Ⅲ 総合演習Ⅳ	1 1 1	
	英会話 I 英会話 II 中国語 II フランス語 I フランス語 II					管理論	給食経営管理論 フードシステム論 給食経営管理実習 I 給食経営管理実習 II	2 2 1 1	
	英語 II 英語 II 英語 IV 英語 V 英語 V	1 1 1			専門分野	栄養学	公衆栄養学 I 公衆栄養学 II 公衆栄養学実習	2 2 1	
	心理学概論 管理栄養士入門 日本食一次予防論 特別講義 英語 I	2	2 2 2 2	Ħ	門に関する科目	臨床栄養学	臨床栄養学 I 臨床栄養学 I 臨床栄養学実習 I 臨床栄養学実習 I 監床栄養学 選別 栄養治療学 臨床栄養管理論	2 2 1 1 2 2	
門教養科目	食料経済 機能 食文文学概論 生物質ペ源学 生物質ペ源ニ活科の学 ・ション 情報記話に アート分析 発力の学 ・ション 情報記述 との技術 食欲 の学 の表 の表 の表 の表 の表 の の の で の で の で の で の で	2	2 2 2 2 2 2	る科		栄養教育論	栄養教育論 I 栄養教育論 II ヘルスカウンセリング論 栄養教育論実習 I 栄養教育論実習 II	2 2 2 1 1	
専		2 2	2 2 2 2 2	に		栄養学	応用栄養学Ⅱ 応用栄養学Ⅲ 応用栄養学実習	2 2 2 1	
	くらしき学(地域創生)研究 インターンシップA インターンシップB 栄養士のための化学 栄養士のための生物学		4 2 1 2 2	専		栄養 基礎	基礎栄養学 I 基礎栄養学 II 栄養学実習	2 2 1	
地域貢献科目	くらしき学【食文化】フィールドワーク くらしき学【教育】フィールドワーク 音楽を活かした地域貢献実践 食を活かした地域貢献実践 教育を活かした地域貢献実践 大学と地域 まちづくりと地域 くらしきチャレンジ演習 若衆実践演習		1 1 1 1 1 1 1 1 2			食べ物と健康	食品衛生学 I 食品衛生学 I 食品衛生学 I 食品衛生学 II 調理学実習 I 食品学実験 I 食品学実験 I 食品衛生学実験	2 2 1 1 1 1 1	2
	日本の生活と文化Ⅲ 日本の生活と文化Ⅳ		2 2		基礎分野	・疾病の成り	○ 子 以 酬	1 1 2	2 2

×	履	- 3 修 別	3 子ども教育学科 教育課程	単位	立数		履修別		単位	立数
科目区分	\	נימ	科 目 名	必修	選択	科目区分	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	科 目 名	必修	選択
関する		いた	アセンブリー・アワー I アセンブリー・アワー II 宗教 II 宗教 II 宗教 II 宗教 IV 日本国憲法	1 1 1 1 1 1				乳児保育Ⅱ 乳児保育Ⅲ 孔児保育Ⅲ 孔子どもの健康と安全 障害児保育Ⅲ 社会的養護Ⅲ 子育で支援(健康)の指導法		2 1 1 1 1 1 1 2
教養に関する科		教	情報活用演習 I 情報活用演習 II 市理学映学 コミュニケーション論 芸術文化論 生教文化理解 特別講義	2	2 2 2 2 2 2 2 1 2		保育・教育内容・学習内容を学ぶ科目群	保育内容 (人間関係) の指導法保育内容 (信頼) の指導法保育内容 (環業) の指導法 保育内容 (環策) の指導法 保存存内容 (表現) の指導法 在宅保をで、I 子ども文化 I 音楽主確 I ピアノ流習 I ビアノ流習 I		2 2 2 2 2 1 1 1 1 1
	基盤教育に関する科目群	外国語分野	英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英英	1 1 1 1 1				ビビビビビアアアア楽取Ⅲ 「海演演演演演図WIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 1 2 1
Ħ		健康スポ	スポーツ実技A スポーツ実技B 健康科学	1	1	専		小学校英語 I 小学校英語 Ⅱ		2
	キャリア教育に関す	キャリア形成分野	ライフ・スタ 上 キャリア・形成 基礎講座 I スタデルサポート キャリア・形成 基礎講座 II 教育実践 基礎演習 II 教育実践 基礎演習 II 教育実践 基礎演習 II 教育実践 基礎演習 II インターンシップ A インターンシップ B	1 1 1 1 1	1 1 2 1	門に関する科目	指導法を学ぶ科目群	国語科指導法(書写を含む) 社会科指導法 理科指導法 理科指導法 理科指導法 电音樂科指導法 音樂和指作導法 容庭科指指導法 本育科技 其論 体育科技 其語の指導法 体育科技 其語の指導法 総合的な学 部間の指導法 総合的動の指導法 生徒・進路指導 総合 を を 特別活動の指導 特別活連路 を を を を を を を を を を を を を を を を を の を を の を の を の を の を の を の を の を の を を の を の を の を の を の を の を を の を の を を 。 を を の を の		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	る科目群	地域貢献分野	くらしさ字 【教育】ノールトワーク音楽を活かした地域貢献実践食を活かした地域貢献実践教育を活かした地域貢献実践大学と地域大学と地域よらしきチャレンジ演習若衆実践演習くらしき学(地域創生)研究	24	1 1 1 1 1 1 1 2 4			特別支援教育総論 I 特別支援教育総論 I 発達障害児教育総論 聴覚障害児教育総論 聴覚障害児教育総論 重複障害児教育総論 重複障害児教育総論 互相的障害児の心理・生理・病理 肢体不見由児の心理・生理・病理 病虚弱児の心理教育 I 肢体不自由児の教育 I 肢体不自由児の教育 I	1 1	2 1 1 2 2 2 2 2 2 2
專門	する科目群 保育・		子ども文化実験演習 子ども文化実験演習 子ども文規実践演習 学習支援実践演習 学習支援実践演習 I 総合実践職実践演習 I 保育職実践演習 (幼・小) 教職 実践 で、か、) 保育所理概論 学級経生	2	2 2 2 2 1 2 1 2 1 2 2 2		教育に関する科目群	病虚障害 日本語		2 1 1 1 1 1 1 3 2 2 2 2 2
に関する科	群	の理論を学ぶ科	教育社会学 教育企業と 教育企業を 教育を 教育を 教育を 教育を 教門教育育課程論 子ども家祉 社会福祉 社会福援 護 【保育者論 初等教育方法論(情報機器及び教材の活用を含む) 効見理解の理論と方法 別等教育方法: 教育教育方法: 本会の 教育の の の の の の の の の の の の の の	2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1		教育力を統合する科目	自立活動実践演習 介護等体験 保育実習Ⅰ 保育実習習Ⅱ 保育実習習Ⅱ 保育実習習間 保育等実習別 指導Ⅲ 保育等と習問 保育等等		1 2 4 1 2 1 2
目	学ぶ科目群等・学	を	子ども家庭支援の心理学 子どもの理解と援助 子どもの保健 子どもの食と栄養 保育内容 (健康)		2 1 2 2 2			教育実習 II 教育実習 II 教育実習 II 教保育・教職インターンシップ ゼミナール 卒業研究	2	4 2 2 1 4
	ぶ科目群を	教	保育内容(人間関係) 保育内容(環境) 保育内容(言葉)		1 1 1		群	計	8	207
	ě	P I'I	保育内容(表現)		1			合 計	32	265

別表5 教職に関する科目

ΕΛ	tN □ b	出件料	免許、	教科別必 億	## **	
区分	科目名	単位数	音楽	家庭	栄養	備考
	教育原理	2	2	2	2	
	教職概論	2	2	2	2	
	教育史	2				
教育の基礎的理解に関す る科目	教育社会学	2	2	2	2	
A I I I	教育心理学	2	2	2	2	
	特別支援教育総論	1	1	1	1	
	教育課程総論	2	2	2	2	
	道徳教育指導論	2	2	2	2	
	総合的な学習の時間の指導法	1	1	1	1	
道徳、総合的な学習の時	特別活動の指導法	1	1	1	1	
間等の指導法及び生徒指 導、教育相談等に関する	教育方法・技術論	2	2	2	2	
科目	生徒・進路指導論	2	2	2		
	生徒指導の理論及び方法	1			1	
	教育相談の理論と方法	2	2	2	2	
	教育実習指導	1	1	1		
	教育実習	4	4	4		
教育実践に関する科目	栄養教育実習指導	1			1	
教育天践に関する付日	栄養教育実習	1			1	
	教職実践演習 (中・高)	2	2	2		
	教職実践演習 (栄養教諭)	2			2	
	音楽科教育法I	2	2			
	音楽科教育法Ⅱ	2	2			
	音楽科教育法Ⅲ	2	2			
各教科の指導法(情報機 器及び教材の活用を含	音楽科教育法IV	2	2			
部及び教材の佰用を含む。)	家庭科教育法 I	2		2		
	家庭科教育法Ⅱ	2		2		
	家庭科教育法Ⅲ	2		2		
	家庭科教育法IV	2		2		

別表6 入学檢定料、授業料等

別表6 入学検定納入金目別	料、授業料等	金額	該当条項
入学検定料	音楽学部		
	1年次入学 3年次編入学 食文化学部	30,000 30,000	第14条 第14条
	1年次入学 3年次編入学 子ども教育学部	30,000 30,000	第14条 第14条
	1年次入学 研究生	30,000	第14条
	音楽学部 食文化学部 科目等履修生 聴講生	15,000 10,000 5,000 5,000	第36条 第36条 第36条 第36条
入学金	音楽学部 音楽学科モスクワ音楽院特別演奏コース 1年次入学 学内 学外 3年次編入学 学内 学外	175,000 350,000 350,000 500,000	第24条 第24条 第24条 第24条
	音楽学科演奏芸術コース 1年次入学 学内 学外 3年次編入学 学内 学外 音楽学科教育文化コース	175,000 350,000 350,000 500,000	第24条 第24条 第24条 第24条
	1年次入学 学内 学外 3年次編入学 学内 学外 食文化学部	125,000 250,000 350,000 500,000	第24条 第24条 第24条 第24条
	1年次入学 学内 学外 3年次編入学 学内 学外 子ども教育学部	125,000 250,000 200,000 250,000	第24条 第24条 第24条 第24条
	1年次入学 学内 学外 3年次編入学 学内 学外	125,000 250,000 125,000 250,000	第24条 第24条 第24条 第24条
	研究生 音楽学部 食文化学部 科目等履修生 聴講生	185,000 130,000 25,000 20,000	第36条 第36条 第36条 第36条
授業料	音楽学部 音楽学科モスクワ音楽院特別演奏コース 音楽学科演奏芸術コース 音楽学科教育文化コース 食文化学部 子ども教育学部 研究生	1,100,000 1,100,000 1,000,000 740,000 700,000	第24条 第24条 第24条 第24条 第24条
	音楽学部 食文化学部	270,000 180,000	第36条 第36条
教育運営費	音楽学部 食文化学部 現代食文化学科 栄養学科 子ども教育学部	620,000 300,000 400,000 300,000	第24条 第24条 第24条 第24条
	研究生 音楽学部 食文化学部	215,000 140,000	第36条 第36条
受講料 (1単位につき)	講義科目 科目等履修生 演習·実験·実習科目 音楽実技科目	16,500 33,000 35,000	第36条 第36条 第36条
	講義科目 演習・実験・実習科目 音楽実技科目	15,000 30,000 32,000	第36条 第36条 第36条

別表 7 食文化学部 栄養学科

食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 必修科目

別表区	区分	科目	本学開講科目	単位
A群 化学関	係	有機化学	栄養士のための化学	2
			食品学実験 I	1
		分析化学	食品学実験Ⅱ	1
B群 生物化	/学関係	生物化学	栄養士のための生物学	2
			栄養生化学	2
		食品化学	食品学 I	2
			食品学Ⅱ	2
		生理学	解剖生理学Ⅱ	2
C群 微生物	学関係	微生物学	微生物学	2
D群 公衆衛	f生学関係	公衆衛生学	公衆衛生学I	2
			公衆衛生学Ⅱ	2
		食品衛生学	食品衛生学 I	2
単位小計(A	\sim D)			2 2
E群 その他	Lの食品		食品衛生学実験	1
関連科	目		食品衛生学Ⅱ	2
			医学概論	2
			病理病態学I	2
			基礎栄養学I	2
			公衆栄養学 I	2
			公衆栄養学Ⅱ	2
			給食経営管理論	2
			給食経営管理実習 I	2
			給食経営管理実習Ⅱ	1
				1
単位小計(E	(,)			1 9
単位総計				4 1

別表第8 食文化学部 現代食文化学科 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 必修科目

学科	科目	本学開講科目	単位
化学	分析化学	基礎実験	1
	有機化学	化学基礎	2
生物化学	生物化学	生物学基礎	2
		生化学	2
	食品化学	食品学 I	2
		食品機能論	2
	毒性学	食品学Ⅱ	2
微生物学	食品微生物学	発酵食品論	2
	食品保存学	食品保蔵科学	2
公衆衛生学	食品衛生学	食品衛生学	2
		食品衛生学実験	1
	公衆衛生学	公衆衛生学	2
単位小計			2 2
その他の食品		食品加工学	※ 2
関連科目		栄養学総論	2
		調理学	2
		総合演習	1
		卒業研究	4
		食品加工学実習	※ 1
		食統計学	※ 2
		病理学	2
		給食管理	2
		給食管理実習	1
		給食計画論実習	1
単位小計			1 8
単位総計			4 0

※選択必修